

議案第 3 号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域
に関する規則の一部を改正する規則について

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関
する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定める。

平成26年9月17日

沖縄県教育委員会

別紙

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表中

沖縄県立鏡が丘特別支援学校	浦添市当山	肢体不自由 病弱	小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科
浦添分校	浦添市経塚	肢体不自由	小学部		6年	
			中学部		3年	
浦添分教室	浦添市経塚	肢体不自由	高等部		3年	普通科

を

沖縄県立鏡が丘特別支援学校	浦添市当山	肢体不自由 病弱	小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科
浦添分校	浦添市経塚	肢体不自由	小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科

に改める。

(沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成22年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

学区名	特別支援学校名	区 域	
那覇学区	大平特別支援学校	宜野湾市(宜野湾市宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域に限る。)、浦添市、那覇市(那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。)	大平特別支援学校久米島高等学校分教室にあっては、久米島町とする。

	鏡が丘特別支援学校 (肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市	浦添分教室にあっては、社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団沖縄療育園の入所者に限る。
浦分学区	鏡が丘特別支援学校 浦添分校	浦添市	社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団沖縄療育園の入所者に限る。
那覇特学区	那覇特別支援学校	那覇市	社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会沖縄整肢療護園及び社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会若夏愛育園の入所者及び通所者に限る。

を「

学区名	特別支援学校名	区 域	
那覇学区	大平特別支援学校	宜野湾市(宜野湾市宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域に限る。)、浦添市、那覇市(那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。)	久米島高等学校分教室にあっては、久米島町とする。
	鏡が丘特別支援学校 (肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市	
浦分学区	鏡が丘特別支援学校 浦添分校	浦添市	社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団沖縄療育園の入所者に限る。
那覇特学区	那覇特別支援学校	那覇市	社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会沖縄南部療育医療センターの入所者及び医療型児童発達支援センター「わかたけ」の通所者に限る。

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

課名 県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 昭和56年4月に現在の「社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団沖縄療育園」に入所する児童生徒を対象に、「県立鏡が丘養護学校浦添分校」（当時）が開校し、小学部と中学部が設置された。
その後、分校に入学した中学部生徒の卒業後の学びの場として、平成9年4月に高等部が、「県立鏡が丘養護学校浦添分教室」（当時）として設置された。
浦添分教室は、浦添分校施設内に設置されているにもかかわらず、事務処理等は本校において行っており、学校管理運営について効率性を欠いていた。
そこで、学校管理運営の適正化を図るため、浦添分校に高等部を設置するとともに、浦添分教室の廃止を行う。
- (2) 入所者及び通所者を那覇特別支援学校の通学対象としている「社会福祉法人沖縄肢体不自由協会沖縄整肢療護園及び若夏愛育園」の名称変更に伴い、「沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則」の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 「沖縄県立特別支援学校管理規則」の別表（第3条関係）に県立鏡が丘特別支援学校浦添分校の高等部を記載し、浦添分教室にかかる記述を削除する。
- (2) 「沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則」別表第1（第2条関係）中、浦添分教室に係る記載を削除する。
- (3) 「沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則」別表第1（第2条関係）中、那覇特学区の区域中、「社会福祉法人沖縄肢体不自由協会沖縄整肢療護園及び若夏愛育園」を「社会福祉法人沖縄肢体不自由協会沖縄南部療育医療センター及び医療型児童発達支援センター「わかたけ」」に変更する。
- (4) その他所要の改正を行う。
- (5) この規則は、平成27年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条

5 関係各課等との調整状況

総務課、教育支援課、施設課、学校人事課並びに県立鏡が丘特別支援学校及び鏡が丘特別支援学校浦添分校と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）

新

沖縄県立特別支援学校管理規則
（名称、位置、修業年限等）

第3条 学校の名称、位置、障害の種類、部、科、修業年限及び学科は、別表に定めるところによる。

別表（第3条関係）

名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科
沖縄県立 鏡が丘特別支 援学校	浦添市 当山	肢体不自由 病弱	小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科
浦添分校	浦添市 経塚	肢体不自由	小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科

旧

沖縄県立特別支援学校管理規則
（名称、位置、修業年限等）

第3条 学校の名称、位置、障害の種類、部、科、修業年限及び学科は、別表に定めるところによる。

別表（第3条関係）

名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科
沖縄県立 鏡が丘特別支 援学校	浦添市 当山	肢体不自由 病弱	小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科
浦添分校	浦添市 経塚	肢体不自由	小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科

沖繩県立特別支援学校の通学区域に関する規則 (平成 22 年沖繩県教育委員会規則第 3 号)

旧

沖繩県立特別支援学校の通学区域に関する規則
(学区)

第 3 条 特別支援学校の学区は、別表第 1 のとおりとする。ただし、別表第 2 に掲げる区域については、県全域とする。

別表 第 1 (第 2 条関係)

学区名	特別支援学校名	区	域
那覇学区	大平特別支援学校	宜野湾市(宜野湾市宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域に限る。)、浦添市、那覇市(那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。)	大平特別支援学校久米島高等学校分教室にあつては、久米島町とする。
浦分学区	鏡が丘特別支援学校(肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部及び高等部に限る。)	宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市	浦添分教室にあつては、社会福祉法人沖繩県社会福祉事業団沖繩療育園の入所者に限る。
那覇特学区	鏡が丘特別支援学校浦添分校	浦添市	社会福祉法人沖繩県社会福祉事業団沖繩療育園の入所者に限る。
那覇特学区	那覇特別支援学校	那覇市	社会福祉法人沖繩肢体不自由児協会沖繩整肢療育医療センター及び社会福祉法人沖繩肢体不自由児協会沖繩南都

新

沖繩県立特別支援学校の通学区域に関する規則
(学区)

第 2 条 特別支援学校の学区は、別表第 1 のとおりとする。ただし、別表第 2 に掲げる区域については、県全域とする。

別表 第 1 (第 2 条関係)

学区名	特別支援学校名	区	域
那覇学区	大平特別支援学校	宜野湾市(宜野湾市宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域に限る。)、浦添市、那覇市(那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。)	久米島高等学校分教室にあつては、久米島町とする。
浦分学区	鏡が丘特別支援学校(肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部及び高等部に限る。)	宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市	(削除)
那覇特学区	鏡が丘特別支援学校浦添分校	浦添市	社会福祉法人沖繩県社会福祉事業団沖繩療育園の入所者に限る。
那覇特学区	那覇特別支援学校	那覇市	社会福祉法人沖繩肢体不自由児協会沖繩南都療育医療センターの入所者及び医療型児童発達支援センター「わかたけ」の通所者に限る。